

## 三次市教育委員会告示第18号

三次市地域部活動検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年9月21日

三次市教育委員会

教育長 迫 田 隆 範

### 三次市地域部活動検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

三次市地域部活動検討委員会設置要綱（令和3年三次市教育委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（所掌事務）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 中学校における部活動の地域移行に向けた持続可能なスポーツや文化芸術環境の整備
- (2) 運動部活動及び文化部活動の在り方に関する方針の円滑な実施
- (3) 部活動に関する総合的なガイドラインの活用
- (4) 地域のスポーツ団体、文化芸術団体、部活動指導員及び外部指導者等の活用
- (5) 前各号に定めるもののほか、教育長が必要と認める事項

第4条第1項中「8人以内」を「10人以内」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 9 月 2 1 日から施行する。